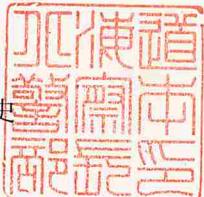


公文書不存在通知書

道本交指（指）第162号
道本交規（施）第224号
令和3年1月7日

山中理司様

北海道警察本部長 小島裕史



令和2年12月28日開示請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、北海道情報公開条例第17条の規定により、通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	平成30年3月以降、Hシステムのオービス（速度違反自動取締装置及び高速走行抑止システム）がメーカーによる保守点検を受けられなくなっていることに関して、北海道警察本部がどのような問題意識を持っているかが分かる文書
2 不存在の理由	保守点検を受けられなくなっている事実はなく、請求に係る公文書を作成・取得していないため。
3 担当部課等	交通部 交通指導課 電話 011-251-0110 (内線 5116)
4 備考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。